

平成24年度 森町水質検査計画書-1 森町上水道分

〔水質検査項目及び回数〕

No	項目名	水質基準	森町淨水場															検査の省略												
			検査回数			検査月													検査の省略											
						浄水						原水																		
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	1ヶ月1回以上	3ヶ月1回以上	1年1回以上	
1	一般細菌	100個/m以下	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	●	●	不可				
2	大腸菌	検出されないこと	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	●	●	不可				
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査	検		検		検		検		検		検		検		検		検		検		●	●	不可				
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					□	●	可				
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					□	●	可				
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					□	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)				
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					□	●	可				
8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					□	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)				
9	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	0.01mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査	検		検		検		検		検		検		検		検		検		検		●	●	不可				
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					□	●	不可				
11	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					□	●	可(海水を原水とする場合は不可)				
12	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					□	省略1年1回	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)			
13	四塩化炭素	0.002mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					□	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)				
14	1-ジオキサン	0.05mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					□	省略1年1回	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)			
15	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.004mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査																					□	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)				
16	ジクロロダリン	0.02mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					□	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)				
17	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					□	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)				
18	トリクロロエチレン	0.03mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					□	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)				
19	ベンゼン	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					□	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)				
20	塩素酸	0.5mg/l以下	浄水3ヶ月1回		検		検		検		検		検		検		検		検		検		●	●	不可					
21	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	浄水3ヶ月1回		検		検		検		検		検		検		検		検		検		●	●	不可					
22	クロロルム	0.06mg/l以下	浄水3ヶ月1回		検		検		検		検		検		検		検		検		検		●	●	不可					
23	ジクロロ酢酸	0.04mg/l以下	浄水3ヶ月1回		検		検		検		検		検		検		検		検		検		●	●	不可					
24	ジプロモクロロメタン	0.1mg/l以下	浄水3ヶ月1回		検		検		検		検		検		検		検		検		検		●	●	不可					
25	臭素酸	0.01mg/l以下	浄水3ヶ月1回		検		検		検		検		検		検		検		検		検		●	●	可(オゾン処理、次亜塩素酸消毒の場合は不可)					
26	総トリハロゲン	0.1mg/l以下	浄水3ヶ月1回		検		検		検		検		検		検		検		検		検		●	●	不可					
27	トリクロロ酢酸	0.2mg/l以下	浄水3ヶ月1回		検		検		検		検		検		検		検		検		検		●	●	不可					
28	プロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	浄水3ヶ月1回		検		検		検		検		検		検		検		検		検		●	●	不可					
29	プロモルム	0.09mg/l以下	浄水3ヶ月1回		検		検		検		検		検		検		検		検		検		●	●	不可					
30	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	浄水3ヶ月1回		検		検		検		検		検		検		検		検		検		●	●	不可					
31	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				検	●	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)				
32	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査	検		検		検		検		検		検		検		検		検		検		□	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)				
33	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水3ヶ月1回検査	検		検		検		検		検		検		検		検		検		検		□	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)				
34	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				検	●	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)				
35	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				検	●	●	可				
36	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水3ヶ月1回検査	検		検		検		検		検		検		検		検		検		検		○	●	可				
37	塩化物イオン	200mg/l以下	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	●	不可					
38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					□	●	可				
39	蒸発残留物	500mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					□	●	可				
40	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					○	●	可				
41	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	浄水1年3回/時期、原水1年1回検査																					△	●	可(湖沼水を水源とする場合は藻類発生状況も勘案)				
42	2-チルリソルボネオール	0.00001mg/l以下	浄水1年3回/時期、原水1年1回検査																					△	●	可(湖沼水を水源とする場合は藻類発生状況も勘案)				
43	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					□	省略1年1回	●	可			
44	フェノール類	0.005mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					□	省略1年1回	●	可			
45	有機物(全有機炭素(TOC))	0.3mg/l以下	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	●	不可					
46	pH値	5.8~8.6	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	●	不可					
47	味	異常でないこと	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	●	不可					
48	臭気	異常でないこと	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	●	不可					
49	色度	5度以下	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	●	不可					
50	濁度	2度以下	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	●	不可					
	大腸菌(粪便法):嫌気性芽胞菌【指標菌検査】	検出されないこと	原水1年12回検査																						大腸菌(定量試験):エウレクシオ芽胞菌					
	クリプトスボリジウム原虫検査	検出されないこと	原水1年2回検査																						急速滌過濁度監視あり	H20大腸菌定量検査により検出あり。				

●：検査回数の減は無し

○：自動連続測定・記録している場合3ヶ月に1回以上とすることが出来る

△：当該物質を産出する藻類の発生時期のみ

□：原水水質が大きく変わるおそれがある場合、過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下の場合は1年に1回以上、10分の1以下の場合は3年に1回以上とすることが出来る。

可：過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことが無く、かつ、原水・水源の状況を勘案し判断する。ただし、省略した項目についても3年に1回は検査し、特記は、過去3年に基準値を超えることがなかったので、浄水の3箇月1回を1年1回に省略した。

原水採取場所：鳥崎川水系鳥崎川 茅部郡森町字霞台115番地

浄水採取場所 : 茅部郡森町字鶯の木51番地

平成24年度 森町水質検査計画書－2 駒・赤地区簡易水道分

[水質検査項目及び回数]

No	項目名	水質基準	駒ヶ岳・赤井川地区簡易水道															検査の省略	
			検査月																
			浄水							原水									
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1ヶ月1回以上 3ヶ月1回以上 1年1回以上	
1 一般細菌	100個/ml 以下	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	●	
2 大腸菌	検出されないこと	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	●	不可	
3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	●	不可	
4 水銀及びその化合物	0.0005mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	□	可	
5 セレン及びその化合物	0.01mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	□	可	
6 鉛及びその化合物	0.01mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	□	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)	
7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	□	可	
8 六価クロム化合物	0.05mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	□	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)	
9 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l 以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	●	不可	
10 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	□	不可	
11 フッ素及びその化合物	0.8mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	□	可(海水を原水とする場合は不可)	
12 ホウ素及びその化合物	1.0mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	□省略1年1回	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)	
13 四塩化炭素	0.002mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	□	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)	
14 1,4-ジオキサン	0.05mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	□省略1年1回	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)	
15 シス-1,2-ジクロロエチレン			検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	□		
16 トランス1,2-ジクロロエチレン	0.004mg/l 以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)	
17 ジクロロメタン	0.02mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	□	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)	
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	□	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)	
19 トリクロロエチレン	0.03mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	□	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)	
20 ベンゼン	0.01mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	□	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)	
21 塩素酸	0.5mg/l 以下	浄水3ヶ月1回	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	●	不可	
22 クロロ酢酸	0.02mg/l 以下	浄水3ヶ月1回	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	●	不可	
23 クロロホルム	0.06mg/l 以下	浄水3ヶ月1回	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	●	不可	
24 ジクロロ酢酸	0.04mg/l 以下	浄水3ヶ月1回	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	●	不可	
25 ジブロモクロロメタン	0.1mg/l 以下	浄水3ヶ月1回	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	●	不可	
26 臭素酸	0.01mg/l 以下	浄水3ヶ月1回	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	●	可(オゾン処理、次亜塩素酸消毒の場合は不可)	
27 総トリハロメタン	0.1mg/l 以下	浄水3ヶ月1回	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	●	不可	
28 トリクロロ酢酸	0.2mg/l 以下	浄水3ヶ月1回	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	●	不可	
29 ブロモシングルクロロメタン	0.03mg/l 以下	浄水3ヶ月1回	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	●	不可	
30 ブロモホルム	0.09mg/l 以下	浄水3ヶ月1回	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	●	不可	
31 ホルムアルデヒド	0.08mg/l 以下	浄水3ヶ月1回	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	●	不可	
32 亜鉛及びその化合物	1.0mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	□	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)	
33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l 以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	□	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)	
34 鉄及びその化合物	0.3mg/l 以下	浄水3ヶ月1回、原水3ヶ月1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	□	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)	
35 銅及びその化合物	1.0mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	□	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)	
36 ナトリウム及びその化合物	200mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	□	可	
37 マンガン及びその化合物	0.05mg/l 以下	浄水3ヶ月1回、原水3ヶ月1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	□	可	
38 ナトリウム、マグネシウム等(硬度)	200mg/l 以下	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	可	
39 蒸発残留物	300mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	□	可	
40 隕イオン界面活性剤	0.2mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	□	可	
41 ジエオスミン	0.00001mg/l 以下	浄水1年3回/時期、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	△			
42 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l 以下	浄水1年3回/時期、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	△		可(湖沼水を水源とする場合は藻類発生状況も勘案)		
43 非イオノン界面活性剤	0.02mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	□省略1年1回	可	
44 フェノール類	0.005mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	□省略1年1回	可	
45 有機物(全有機炭素(TOC))	0.3mg/l 以下	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	不可	
46 PH値	5.8-8.6	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	不可	
47 味	異常でないこと	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	不可	
48 臭気	異常でないこと	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	不可	
49 色度	5度以下	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	不可	
50 濁度	2度以下	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	不可	
大腸菌(最確法)・嫌性芽胞菌【指標菌検査】	検出されないこと	原水1年12回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	急速濾過	大腸菌(定量試験)・ウエルシュ芽胞菌	
クリプトスピロジウム原虫検査	検出されないこと	原水1年2回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検			

●: 検査回数の減は無し

○: 自動連続測定・記録している場合3ヶ月に1回以上とすることが出来る。

△: 当該物質を産出する藻類の発生時期のみ

□: 原水水质が大きく変わるおそれがあるが少なく、過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下の場合には1年に1回以上、10分の1以下の場合には3年に1回以上とすることが出来る。

可: 過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことが無く、かつ、原水・水源の状況を勘案し判断する。ただし、省略した項目についても3年に1回は検査・ただし、特記は、過去3年に基準値を超えることがなかったので、浄水の3箇月1回を1年1回に省略した。

原水採取場所 : 折戸川水系精進川 茅部郡森町字駒ヶ岳国有林

事業区115林班ソ小班内

浄水採取場所 : 茅部郡森町字駒ヶ岳232番地44

平成24年度 森町水質検査計画書-3 濁川地区簡易水道分

[水質検査項目及び回数]

No	項目名	水質基準	検査回数	濁川・三岱地区簡易水道												浄水	原水	検査の省略								
				検査月																						
				浄水						原水																
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	1ヶ月1回以上	3ヶ月1回以上	1年1回以上
1 一般細菌	100個/ml 以下	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	●	●	不可			
2 大腸菌	検出されないこと	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	●	●	不可				
3 かトミウム及びその化合物	0.003mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	●	●	不可				
4 水銀及びその化合物	0.0005mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																		検	●	●	可			
5 セレン及びその化合物	0.01mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																		検	●	●	可			
6 鉛及びその化合物	0.01mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																		検	●	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)			
7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																		検	●	●	可			
8 六価クロム化合物	0.05mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																		検	●	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)			
9 シアン化物イオン及び塩化ジアソ	0.01mg/l 以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	●	●	不可			
10 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																		検	●	●	不可			
11 フッ素及びその化合物	0.8mg/l 以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査																		検	●	●	可(海水を原水とする場合は不可)			
12 ホウ素及びその化合物	1.0mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																		検	●	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)			
13 四塩化炭素	0.002mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																		検	●	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)			
14 1,4-ジオキサン	0.05mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																		検	●	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)			
シス-1,2-ジクロロエチレン																										
15 トランスク-2-ジクロロエチレン	0.004mg/l 以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査																		検	●	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)			
16 ジクロロメタン	0.02mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																		検	●	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)			
17 テトラクロロエチレン	0.01mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																		検	●	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)			
18 リクロロエチレン	0.03mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																		検	●	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)			
19 ベンゼン	0.01mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																		検	●	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)			
20 塩素酸	0.5mg/l 以下	浄水3ヶ月1回	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	●	●	不可				
21 クロロ酢酸	0.02mg/l 以下	浄水3ヶ月1回	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	●	●	不可				
22 クロロホルム	0.06mg/l 以下	浄水3ヶ月1回	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	●	●	不可				
23 ジクロロ酢酸	0.04mg/l 以下	浄水3ヶ月1回	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	●	●	不可				
24 ジブロクロロメタン	0.1mg/l 以下	浄水3ヶ月1回	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	●	●	不可				
25 臭素酸	0.01mg/l 以下	浄水3ヶ月1回	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	●	●	可(オゾン処理、次亜塩素酸消毒の場合は不可)				
26 総トリハロメタン	0.1mg/l 以下	浄水3ヶ月1回	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	●	●	不可				
27 トリクロロ酢酸	0.2mg/l 以下	浄水3ヶ月1回	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	●	●	不可				
28 プロモジクロロメタン	0.03mg/l 以下	浄水3ヶ月1回	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	●	●	不可				
29 プロモホルム	0.09mg/l 以下	浄水3ヶ月1回	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	●	●	不可				
30 ホルムアルデヒド	0.08mg/l 以下	浄水3ヶ月1回	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	●	●	不可				
31 亜鉛及びその化合物	1.0mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																		検	●	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)			
32 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l 以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	●	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)				
33 鉄及びその化合物	0.3mg/l 以下	浄水毎月1回、原水毎月検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	●	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)				
34 銅及びその化合物	1.0mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																		検	●	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)			
35 ナトリウム及びその化合物	200mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																		検	●	●	可			
36 マンガン及びその化合物	0.05mg/l 以下	浄水毎月1回、原水毎月検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	●	●	可				
37 塩化物イオン	200mg/l 以下	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	●	●	不可				
38 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l 以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	●	●	可				
39 蒸発残留物	500mg/l 以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	●	●	可				
40 陰イオン界面活性剤	0.2mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																		検	●	●	可			
41 シュオミン	0.00001mg/l 以下	浄水1年3回/時期、原水1年1回検査	検	検	検															検	△	●	可(湖沼水を水源とする場合は藻類発生状況も勘案)			
42 2-メチルイソホルムオール	0.00001mg/l 以下	浄水1年3回/時期、原水1年1回検査	検	検	検															検	△	●	可(湖沼水を水源とする場合は藻類発生状況も勘案)			
43 非イオン界面活性剤	0.02mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																		検	●	●	可			
44 フェノール類	0.005mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																		検	●	●	可			
45 有機物(全有機炭素(TOC))	0.3mg/l 以下	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	●	●	不可			
46 pH値	5.8-8.6	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	●	●	不可			
47 味	異常でないこと	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	●	●	不可			
48 臭気	異常でないこと	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	●	●	不可			
49 色度	5度以下	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	●	●	不可			
50 濁度	2度以下	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	●	●	不可			
大腸菌(最確法)・嫌気性芽胞菌【指標菌検査】	検出されないこと	原水1年2回検査(地下水)																					大腸菌(定量試験)・ウエルシュ芽胞菌			
クリプトスピロジウム原虫検査	検出されないこと																									

●: 検査回数の減は無し

○: 自動連続測定・記録している場合3ヶ月に1回以上とすることが出来る。

△: 当該物質を産出する藻類の発生時期のみ

□: 原水水質が大きく変わるおそれがある、過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下の場合は1年に1回以上、10分の1以下の場合は3年に1回以上とすることが出来る。

可: 過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水・水源の状況を勘案し判断する。ただし、省略した項目についても3年に1回は検査。ただし、特記は、過去3年に基準値を超えることがなかったので、浄水の3箇月1回を1年1回に省略した。

原水採取場所 : 三岱地下水1号井
茅部森町字三岱102番地2三岱地下水2号井
茅部森町字三岱56番地1

浄水採取場所 : 茅部森町字濁川88番地